IAJapan 測定のトレーサビリティに関する方針(URP23)改正案 新旧対照表

(下太線部分は改正部分)

	(ト本級部分は改正部分)
改正案	現行
1.目的~2. 適用範囲 略	1. 目的~2. 適用範囲 略
3. 引用法令、規格、規程等	3. 引用法令、規格、規程等
ISO 11843-1 Capability of detection — Part 1: Terms and definitions	ISO 11843-1 Capability of detection — Part 1: Terms and definitions
(JIS Z 8462-1 測定方法の検出能力一第1部:用語及び定義)	(測定方法の検出能力-第1部:用語及び定義)
ISO/IEC 17000 Conformity assessment - Vocabulary and general principles	ISO/IEC 17000 Conformity assessment - Vocabulary and general principles
(JIS Q 17000 適合性評価一用語及び一般原則)	(適合性評価ー用語及び一般原則)
ISO/IEC 17025 General requirements for the competence of testing and	ISO/IEC 17025 General requirements for the competence of testing and
calibration laboratories (<u>JIS Q 17025</u> 試験所及び校正機関の能	calibration laboratories (試験所及び校正機関の能力に関する一般
力に関する一般要求事項)	要求事項)
<u>ISO 17034</u> General requirements for the competence of reference material	<u>ISO Guide 34</u> General requirements for the competence of reference
producers(標準物質生産者の能力に関する一般要求事項)	material producers (標準物質生産者の能力に関する一般要求事項)
ISO Guide 35 Reference materials — General and statistical principles	ISO Guide 35 Reference materials - General and statistical principles
for certification (<u>JIS Q 0035</u> 標準物質-認証のための一般的及	for certification(標準物質-認証のための一般的及び統計的な原
び統計的な原則)	則)
ISO/IEC Guide 99:2007 (Corrected version 2010) International vocabulary	ISO/IEC Guide 99:2007 (Corrected version 2010) International vocabulary
of metrology - Basic and general concepts and associated terms	of metrology - Basic and general concepts and associated terms
(TS Z 0032:2012 国際計量計測用語-基本及び一般概念並びに関連	(国際計量計測用語ー基本及び一般概念並びに関連用語)
用語)	(略)
(略)	
JCSS 登録の一般要求事項(<u>JCRP21</u>)	JCSS 登録の一般要求事項(認定一部門—JCRP21)
JNLA 登録の一般要求事項(<u>JNRP21</u>)	JNLA 登録の一般要求事項(<u>認定一部門一JNRP21</u>)

ASNITE 試験事業者認定の一般要求事項(TERP21)

ASNITE 校正事業者認定の一般要求事項(CARP21)

ASNITE 試験事業者 IT 認定の一般要求事項(TIRP21)

ASNITE 標準物質生産者認定の一般要求事項 (RMRP21)

4. 用語

(1)~(4) 略

- (5) 標準物質 (RM: reference material) [<u>ISO 17034 3.3</u>]:(以下略)
- (6) 認証標準物質 (CRM:certified reference material) ^{注記1)} [<u>ISO 17034 3. 2</u>]: (以下略)

注記1) この方針では、学会、業界等の関係者で相互比較分析などを行い、 ISO17034、ISO Guide 35 等に定められた・・(以下略)

- 5. 計量計測トレーサビリティの概念
- 5.1 略
- 5.2計量計測トレーサビリティを確認するための要素

VIM3 では、"ILAC は計量計測トレーサビリティを確認するための要素として、 以下の6つの基本要素を考えている"、と述べている (VIM3 2.41 注記7)。 (以下略)

- 6. 計量計測トレーサビリティに関する基本方針
- 6.1~6.2 略
- 6.3 計量計測トレーサビリティの証明
- 6.3.1 国際 MRA 対応認定事業者における証明
 - ア)適切な国家計量標準研究所(以下「NMI」という。)が CIPM MRA の範囲 で発行する^{注記1)} 校正証明書若しくは標準物質認証書

ASNITE 試験事業者認定の一般要求事項(認定一部門—TERP21)

ASNITE 校正事業者認定の一般要求事項(認定一部門-CARP21)

ASNITE 試験事業者 IT 認定の一般要求事項 (認定一部門-TIRP21)

ASNITE 標準物質生産者認定の一般要求事項(認定一部門ーRMRP21)

4. 用語

(1)~(4) 略

- (5) 標準物質 (RM:reference material) [ISO Guide 34 3.4]:
- (6) 認証標準物質 (CRM: certified reference material) 注記() [ISO Guide 34:2009 3.5]: (以下略)

注記1) この方針では、学会、業界等の関係者で相互比較分析などを行い、 ISO Guide 34、ISO Guide 35 等に定められた・・(以下略)

- 5. 計量計測トレーサビリティの概念
- 5.1 略
- 5.2計量計測トレーサビリティを確認するための要素

ILAC P10:2002 では、トレーサビリティは、以下の6つの基本要素によって特徴付けられる、と述べていた。

(以下略)

- 6. 計量計測トレーサビリティに関する基本方針
- 6.1~6.2 略
- 6.3 計量計測トレーサビリティの証明
- 6.3.1 国際 MRA 対応認定事業者における証明
 - ア)適切な国家計量標準研究所(以下「NMI」という。)が CIPM MRA の範囲 で発行する ^{注記1)} 校正証明書若しくは標準物質認証書又はこれらと同等の

- イ) JCSS 認定事業者が認定の範囲内で発行する

 ^{注記2)} 校正証明書
- ウ)~エ)略
- オ)その他、関連認定プログラムの技術委員会が承認したエ)以外の認定機 関の認定を受けた標準物質生産者が認定の範囲内で発行する標準物質認 証書
- 力) 略
- キ)内部校正の記録。(略)要求事項に適合していることを証明する^{注記3)}ことが併せて要求される。

注記1) 略

注記 2) (略)

注記3) (略)

- 6.3.2 登録事業者における証明
- (略) 同注記 2) の「認定の範囲内」は(略)
- 6.4 参照測定標準、実用測定標準及び標準物質
- (略) (6.1項注記2を参照のこと。)。(略)
- 6.5~6.6 略

校正証明書若しくは標準物質認証書注記2)

- イ)JCSS 認定事業者が認定の範囲内で発行する^{注記3)} 校正証明書
- ウ)~エ)略
- オ)その他、関連認定プログラムの技術委員会が承認したエ)以外の認定機 関の認定を受けた<u>校正事業者又は</u>標準物質生産者が認定の範囲内で発行 する校正証明書又は標準物質認証書
- 力) 略
- キ)内部校正の記録。(略)要求事項に適合していることを証明する^{注記()}ことが併せて要求される。

注記1) 略

注記 2)「これらと同等の校正証明書若しくは標準物質認証書」には、CIPM MRA に署名する NMI が特定の目的のために、その MRA の範囲外で発行する校正証明書又は標準物質認証書が含まれる。この場合も、NMI は当該校正分野において、CIPM、アジア太平洋計量計画(APMP)等の地域計量機関(RMO)が実施する基幹比較、補完比較等の国際比較等で良好な成績を残している、認定を取得している、又は学術論文等で当該校正に関する技術が認知されている、といった信頼性の証明がなされていることが前提となる。(→削除)

注記3) (略)

注記4) (略)

- 6.3.2 登録事業者における証明
- (略) 同注記3)の「認定の範囲内」は(略)
- 6.4 参照測定標準、実用測定標準及び標準物質
- (略) (6.1項 注記3を参照のこと。)。(略)
- 6.5~6.6 略

- 7. 校正事業者、試験事業者又は標準物質生産者への計量計測トレーサビリテ 7. 校正事業者、試験事業者又は標準物質生産者への計量計測トレーサビリテ ィ要求事項の適用方針
 - (略)登録事業者にあっては、7.1及び7.2 (①を除く)(略)
- 7.1 校正事業者 (calibration laboratory) への適用方針 (JCSS 及び ASNITE) (略) 国際単位系(SI) への計量計測トレーサビリティを証明しなければ ならない

 (略) これらに準ずる計量計測トレーサビリティの証明を保 持しなければならない ៉ (略) 不足している場合には何らかの手段で要件 を満たさなければならない。
 - NMI が CIPM MRA の範囲外で発行する校正証明書若しくは標準物質認証
 - JCSS 認定・登録事業者が認定・登録の範囲外で発行する校正証明書 (略)
 - 注記)JCSS は法律に基づく制度であるため、国家計量標準である特定標準 器等(特定副標準器を含む)又は特定標準物質を用いて校正又は値付 けをする機関が法令 (計量法第 135 条第 1 項) において定められてお り、それら機関が発行する icss 証明書が CIPM MRA の範囲外で発行さ れた場合であっても、校正事業者は 6.3.1 ア) と同等の証明書とし て利用することができる。
- 7.2 試験事業者(testing laboratory)への適用方針(JNLA 及び ASNITE) (略)
 - (1) 6.3.1 項のア)~カ)以外の校正証明書又は標準物質認証書であって、 ISO/IEC 17025の5.10項で定める要求事項等に適合している、次のいずれ かのもの:
 - NMI が CIPM MRA の範囲外で発行する校正証明書若しくは標準物 質認証書

- ィ要求事項の適用方針
 - (略)登録事業者にあっては、7.1、同注記及び7.2(①を除く)(略)
- 7.1 校正事業者 (calibration laboratory) への適用方針 (JCSS 及び ASNITE) (略) 国際単位系(SI) への計量計測トレーサビリティを証明しなければ ならない。(略)これらに準ずる計量計測トレーサビリティの証明を保持し なければならない。(略)不足している場合には何らかの手段で要件を満た さなければならない。
 - JCSS 認定・登録事業者が認定・登録の範囲外で発行する校正証明書

(略)

- 7.2 試験事業者(testing laboratory)への適用方針(JNLA 及び ASNITE) (略)
 - 6.3.1 項のア)~力)以外の校正証明書又は標準物質認証書であって、 ISO/IEC 17025 の 5.10 項で定める要求事項等に適合している、次のいずれ かのもの:
 - JCSS 認定・登録事業者が認定・登録の範囲外で発行する校正証明書

- JCSS 認定・登録事業者が認定・登録の範囲外で発行する校正証明書 (略)
- 6.3.1 項のア)~<u>エ)</u>に示す校正証明書を入手しなければならない。
- 7.3 標準物質生産者 (reference material producer) への適用方針 (国際 MRA 対応 JCSS 及び ASNITE)
- (略) 妥当性確認の方法は、<u>ISO 17034</u>及び ISO Guide 35 の要求事項に従わなければならない。
- 8. 補足(参考)

(略)トレーサビリティ確立のための手段について解りやすく解説されて いるので参考にされたい (略)

- 6.3.1 項のア)~<u>カ)</u>に示す校正証明書を入手しなければならない。
- 7.3 標準物質生産者 (reference material producer) への適用方針 (国際 MRA 対応 JCSS 及び ASNITE)
- (略) 妥当性確認の方法は、<u>ISO Guide 34</u>及び ISO Guide 35の要求事項に 従わなければならない。
- 8. 補足(参考)

(略)トレーサビリティ確立のための手段について解りやすく解説されている。IAJapanでは、このガイドの和訳を公開しているので参考にされたい。

以上